

令和3年度 県職員の勤務労働条件に係る交渉概要

1 交渉団体

岡山県職員共闘会議

(岡山県職員労働組合、岡山県企業局労働組合、岡山県教職員組合)

2 交渉日

第1回 令和3年10月29日(金)

第2回 令和3年11月5日(金)

第3回 令和3年11月12日(金)

3 主な交渉項目及び交渉結果

(1) 岡山県職員共闘会議からの主な要求内容

項目	要求内容
給与	<ul style="list-style-type: none">・令和3年度の給与改定に当たっては、岡山県職員共闘会議との十分な交渉・協議、合意の上で行うこと。・期末・勤勉手当については、公務員の生活を維持・防衛する支給水準とするとともに、期末手当に一本化し、支給日を早めること。
休暇制度	<ul style="list-style-type: none">・不妊・不育治療休暇を12日とすること。・長期にわたって不妊治療に専念できる休業制度を新設すること。

(2) 主な妥結内容

項目	内容
給与	<ul style="list-style-type: none">・令和3年の人事委員会勧告については、時期や方法を含め、国家公務員の給与改定に準じた形で実施する。
休暇制度	<ul style="list-style-type: none">・不妊・不育治療のため勤務しないことが適当であると認められる場合、最長1年の無給休職を可能とする。

(3) 要求に係る主な論点

県共闘会議の要求・主張の内容	県当局の回答・説明の内容
<ul style="list-style-type: none">・給与改定については、これまでも国家公務員に準拠して行ってきており、今回もそうすべきだ。・不妊治療の内容によっては、働きながら継続することが困難な場合があるので、長期にわたって休業できる制度が必要だ。	<ul style="list-style-type: none">・給与改定に当たっては、人事委員会勧告と国家公務員準拠いずれも重要な要素と考えている。・不妊治療を受けながら働く職員の実態を踏まえ、不妊・不育治療のための無給の休職を可能とする。